議第１０５号

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年９月１７日提出

京都市長　松　井　孝　治

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を改正する条例

京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を次のように改正する。

目次中「第１８条」を「第１９条」に、「第１９条・第２０条」を「第２０条・第２１条」に改める。

第２条に次の１号を加える。

(4)　共同住宅等管理者等　次に掲げるものをいう。

ア　本市の区域内に存する共同住宅等（共同住宅及び長屋並びに一団の土地を分割して建築する一戸建ての住宅並びに寄宿舎をいう。以下同じ。）の建物の全部を所有する者

イ　本市の区域内に存する共同住宅等の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第２条第３号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）

ウ　ア又はイに掲げるものから当該共同住宅等の管理の委託を受けた事業者

第１４条の見出し中「促進」の右に「等」を加え、同条各号列記以外の部分中「（共同住宅及び長屋並びに一団の土地を分割して建築する一戸建ての住宅並びに寄宿舎をいう。以下同じ。）」を削り、同条第３号を次のように改める。

(3)　第２条第４号ウに掲げる者

第１４条に次の１項を加える。

２　共同住宅等管理者等は、当該共同住宅等管理者等が管理する共同住宅等の存する地域において活動する地域自治を担う住民組織又は当該地域自治を担う住民組織を構成する団体が、当該共同住宅等の居住者に対し、地域活動に関する情報を提供しようとする場合において、当該団体から当該情報が記載された書面を掲示板に掲示し、又は居住者に配布することについて協力を求められたときは、当該共同住宅等管理者等の権限の範囲内において、これに応じるよう努めなければならない。

第１５条第１項中「状況」の右に「及び内容」を加え、同条第３項前段中「第１７条第５項」を「第１８条第５項」に改める。

第１６条第１項中「状況」の右に「及び内容」を加え、同条第２項中「をする」の右に「よう努める」を加え、「その状況」を「連絡調整をしたときはその状況及び内容」に、「するよう努めなければ」を「しなければ」に改める。

第２０条を第２１条とし、第１９条を第２０条とし、第２章第３節中第１８条を第１９条とする。

第１７条第２項中「第１４条」を「第１４条第１項」に改め、同条第５項後段中「第１７条第６項」を「第１８条第６項」に改め、同条第７項中「前条」を「第１６条」に改め、同条を第１８条とする。

第１６条の次に次の１条を加える。

（地域自治を担う住民組織との連絡調整の内容の伝達等）

第１７条　第１５条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定による連絡調整をした者（前条第１項の規定により、同項の承継者が伝達を受けたときにあっては、当該承継者。以下同じ。）は、当該連絡調整に係る共同住宅等の共同住宅等管理者等（当該共同住宅等が区分所有建物（建物の区分所有等に関する法律第２条第３項に規定する専有部分が属する１棟の建物をいう。）である場合にあっては、当該区分所有建物の管理組合（第２条第４号イに掲げるものをいう。）が設立される前に区分所有者（同法第２条第２項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）となろうとする者を含む。）に当該連絡調整の内容（当該承継者が前条第２項の連絡調整をしたときは、その内容を含む。）（当該連絡調整をした者と当該共同住宅等の新築工事、販売又は賃貸をする事業者との連携及び当該事業者相互間の連携に係る内容を除く。）を、遅滞なく（区分所有者となろうとする者に対しては、区分所有権（同法第２条第１項に規定する区分所有権をいう。）の取得に係る契約を締結する前に）、伝達するよう努めなければならない。

２　前項の連絡調整の内容の伝達を受けた共同住宅等管理者等は、その権限の範囲内において、当該内容を尊重するよう努めなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の京都市地域コミュニティ活性化推進条例（以下「改正後の条例」という。）第１５条から第１７条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われる

改正後の条例第１５条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する連絡調整について適用する。

提案理由

共同住宅等に居住する者の地域自治を担う住民組織への参加の促進に資する措置を講じる必要があるので提案する。